

【諮問事項2】

平成 22 年度及び平成 23 年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 広島県後期高齢者医療広域連合の新保険料率の試算

平成 22・23 年度における制度の安定的な運用のため、新保険料率算定に際しては、

- ・被保険者数の増加
- ・一人当たり医療給付費の伸び
- ・後期高齢者負担率の上昇
- ・医療給付費算定対象期間の増加
- ・診療報酬のプラス改定

といった、保険料の増加要因を適切に反映させる必要がある。

今回も、基本的には国の示した基準に基づいて算定を行うが、一部の事項については、国の示した基準に加え、広島県の地域特性等を考慮して設定した数値を用いる。

（平成 20・21 年度の医療給付費算定対象期間は 23 か月であるのに対し、平成 22・23 年度の医療給付費算定対象期間は 24 か月となっている。）

(1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

被保険者人口推計

国からは、平成 20 年度実績値（平均被保険者数）に、基準となる伸び率を乗じて、各年度の被保険者数を推計することが示されているため、国が示す伸び率を用いて被保険者人口を推計する。

平成 20 年度平均被保険者数(A)	323,967 人	
	平成 22 年度	平成 23 年度
国が示す伸び率(B)	1.068	1.107
被保険者数 (A×B)	345,997 人	358,631 人
平成 22・23 年度被保険者人口	704,628 人	

医療給付費の伸び率

国からは、平成 20 年度の後期高齢者医療給付費の実績値に伸び率を乗じて、

各年度の医療給付費を推計することが示されている。

前回は、国が示した伸び率を用いて医療給付費を推計したが、広島県においては、今回参照すべき平成18・19年度における一人当たり医療費の伸び率が全国平均に比べ高いことを考慮し、平成22年度から23年度の2年間、制度を安定的に運用するためには、国が示す伸び率では対応が困難であると考え、今回は広島県独自の伸び率を設定する。

広島県独自の伸び率は、国の推計方法に準じて設定するが、平成18・19年度における一人当たり医療費の国平均伸び率との差、また、診療報酬改定に伴う増加率を考慮し、先に推計した被保険者数により、平成22・23年度の総医療費を算出したうえで、医療給付費の伸び率を設定する。

なお、医療給付費総額は、広島県の平成20年度後期高齢者医療給付費実績値に上記の伸び率を乗じて各年度の見込額を算出したうえで、さらに2年度分の高額介護合算療養費見込額を加えて推計する。

平成20年度医療給付費 (A)	265,191,607千円	
	平成22年度	平成23年度
県独自に設定した伸び率 (B)	1.260	1.333
(参考) 国が示す伸び率	(1.233)	(1.299)
医療給付費見込額 (C) [A × B]	334,045,668 千円	353,612,588 千円
医療給付費見込額計 (D)	687,658,256千円	
高額介護合算療養費見込額 (E)	354,000千円	
医療給付費総額 [D + E]	688,012,256千円	

〈資料〉

- ・都道府県別一人当たり医療費の状況（別紙1）
- ・平成20年度広島県後期高齢者医療給付費実績（別紙2）
- ・広島県における医療給付費の推計方法（別紙3）

予定保険料収納率

国は、予定保険料収納率を、平成20年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出することとしているため、国の示す算定方法と広島県の平成20年度実績値から、次のとおり予定保険料収納率を設定する。

	特別徴収	普通徴収
調定額全体に占める割合 (平成20年度実績)	64.41% (A)	35.59% (B)
収納率 (平成20年度実績)	100% (C)	97.68% (D)
予定保険料収納率 [(A×C) + (B×D)]	99.17%	

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

平成22年度から23年度に必要な医療給付費等の費用額 1 から、見込まれる国庫負担金や県・市町負担金、調整交付金などの収入額 2 を差し引き、予定保険料収納率で割ることにより、新保険料率算定の基となる賦課総額は、次のとおり算出される。

費用額 (A)	692,023,865,374円
収入額 (B)	630,008,856,517円
保険料収入必要額 (C) [A-B]	62,015,008,857円
予定保険料収納率 (D)	99.17%
賦課総額 [C÷D]	62,534,041,401円
(参考) 前回算定賦課総額	(53,956,939,980円)

- 1 費用額の内訳:医療給付費,財政安定化基金拠出金,特別高額医療費共同事業拠出金,保健事業に要する費用,審査支払手数料,その他(葬祭費等)
- 2 収入額の内訳:国庫負担金,調整交付金,都道府県負担金,市町村負担金,後期高齢者交付金,特別高額医療費共同事業交付金,国庫補助,その他

〈資料〉

- ・費用額及び収入額算出表 (別紙4)

(3) 保険料構成比

保険料構成比は、国が示す方法により算出された都道府県ごとの所得係数により、次により決定する。

$$\text{応益保険料（均等割）} : \text{応能保険料（所得割）} = 1 : \text{所得係数}$$

今回算出された広島県の所得係数は、1に近似であるため、保険料構成比は次のとおりとなる。

応益保険料（均等割）	50%
応能保険料（所得割）	50%

〈資料〉

- ・保険料構成比及び保険料率算出表（別紙5）

（4）保険料率の試算値

保険料率は、上記（1）保険料率算定に必要な基礎数値、（2）保険料に係る賦課総額、（3）保険料構成比に基づき、次のとおり算定した。

算定に当たっては、賦課限度額（50万円）超過分をその他の被保険者で負担するための所得割率補正と、賦課総額を満たすよう調整が必要なことから、広域連合標準システムの試算機能を使用して算定した。

	均等割額	所得割率
平成22・23年度	44,376円	8.09%
(参考) 平成20・21年度	40,467円	7.14%

〈資料〉

- ・保険料構成比率及び保険料率算出表（別紙5）

（5）不均一保険料の設定について

医療費の地域格差の特例

前回の保険料率算定時、次のとおり特例の適用が決定された。

特例期間	最大6年間（平成20～25年度）
対象地区	制度施行前の3年間（平成15年度～17年度）被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村（一人当たり老人医療給付費実績が広域連合全体の20%以上低く乖離している市町村） ⇒神石高原町が該当（乖離率：20.25%）
特例割合	均一保険料率と該当市町村の給付による保険料率との差により、20・21年度は3/6以内、22・23年度は2/6以内、24・25年度は1/6以内で軽減率を設定
特例の財源	国1/2，県1/2

※平成22・23年度における減額割合＝（軽減率 × 乖離率）＝
2/6 × 0.2025 = 0.0675

特例適用後の保険料率

（4）で算定された、広島県内均一保険料率に、平成22・23年度における減額割合を適用した結果、神石高原町における保険料率は次のとおり算出される。

	均等割額	所得割率
平成22・23年度	41,381円	7.55%
（参考）平成20・21年度	36,372円	6.42%

（6）被保険者一人当たり保険料額への影響

実際に被保険者に負担いただく保険料額は、被保険者の所得等の状況により均等割額や所得割額が軽減されることとなっている。

算定された新保険料率に基づき試算された、被保険者の軽減後の保険料額を、所定の方法により集計した結果、平成22年度の一人当たり保険料額は次のとおり算出され、平成21年度に比べると1割以上の増額が見込まれる。

	被保険者一人当たり保険料額	対前年度伸び率
平成22年度	67,702円	12.26%
（参考）平成21年度	60,310円	

※後期高齢者医療制度における保険料軽減措置

下記の軽減内容は平成22年度以降も継続される見込み

対象	軽減内容	備考
低所得者	所得により ①均等割を2割・5割・7割・9割軽減 ②所得割を5割軽減	特別対策として 均等割7割軽減の対象者は 一律8.5割軽減
被用者保険の 被扶養者で あった者	①均等割を5割軽減 ②所得割は免除	特別対策として 均等割を9割軽減

〈資料〉

- ・新保険料率試算結果の比較（別紙6）

2 保険料の上昇抑制について

国は、一人当たり医療給付費の伸び、後期高齢者負担率の上昇、医療給付費算定対象期間の増加、所得の減少といった要因により、新保険料率による被保険者一人当たり保険料額が、全国的に上昇することを見込んでおり、これをできるだけ抑制するための方策を示している。

広域連合としても、国から示された保険料上昇抑制のため方策について、検討した内容を、新保険料率の算定に反映させることとしている。

（1）保険料上昇抑制のため国から示された方策

広域連合剰余金の全額活用

平成20年度及び平成21年度に生じる広域連合剰余金の全額を、新保険料率算定に係る収入として計上することにより、賦課総額の増加を抑制する。

（平成21年10月26日付け事務連絡）

財政安定化基金の活用

平成20年度及び平成21年度に生じる広域連合剰余金を全額活用しても、軽減適用後の被保険者一人当たり保険料額が平成21年度に比べ5%以上増加する広域連合においては、平成22年度・平成23年度の賦課額の3%分を財政安定化基金残高として確保した上で、それを上回る分について活用できる

よう、県と協議する。

(平成21年11月19日付け事務連絡)

財政安定化基金拠出額の積み増し

上記の①及び②の対応を行った場合でも、軽減適用後の被保険者一人当たり保険料額が、他の広域連合に比べ特に増加すると見込まれ、別途連絡する広域連合においては、拠出額を積み増すことについて検討し、県と協議する。

(平成21年11月19日付け事務連絡)

都道府県及び市町村からの財源繰り入れ

都道府県及び市町村から、平成20・21年度と同程度の財源繰り入れが確保できるよう、検討・調整を行う。

(平成21年10月26日付け事務連絡)

(2) 広域連合としての対応と試算結果

広域連合剰余金の全額活用

見込まれる剰余金の全額(1,085,215,000円)を収入に繰り入れることとする。

【剰余金活用による効果】

	活用前	活用後	差
賦課総額上昇率	15.90%	13.87%	2.03%
試算均等割額	44,376円	43,599円	777円
試算所得割率	8.09%	7.92%	0.17%
平成22年度一人当たり 保険料額上昇率(軽減後)	12.26%	10.31%	1.95%

〈資料〉

- ・新保険料率試算結果の比較(別紙6)

財政安定化基金の活用

現在、県条例の改正及び予算措置について県と調整中。

財政安定化基金は、制度の安定的な財政運営のため、保険料不足や給付費の見込み誤り等に起因する財源不足について、資金の交付・貸付を行うことを目

的として設置されたものであり、現行制度では保険料上昇抑制を用途とすることは認められていないため、国は「高齢者の医療の確保に関する法律」を改正することとしている。

また、保険料上昇抑制を用途とする基金の活用については、基金を管理する県の条例改正が必要であるため、県条例の改正と基金活用に係る新年度予算措置の県議会での議決が必要である。

なお、国が示す算出方法による基金活用額は、2年間で約25億円（2,526,859,000円）が見込まれ、活用可能になれば剰余金と合わせて、約36億円（3,612,074,000円）を収入に繰り入れることができる。

【剰余金及び財政安定化基金活用による効果】

	活用前	活用後	差
賦課総額上昇率	15.90%	9.15%	6.75%
試算均等割額	44,376円	41,791円	▲2,585円
試算所得割率	8.09%	7.53%	0.56%
平成22年度一人当たり 保険料額上昇率（軽減後）	12.26%	5.79%	6.47%

〈資料〉

- ・新保険料率試算結果の比較（別紙6）

（3）まとめ

保険料率の改定についての検討の結果、次の理由により、平成22年度一人当たり保険料額の対前年度上昇率5.79%は、妥当な数値と考える。

事務・事業の見直しや精査、上記の保険料上昇抑制策により、費用の削減と収入の確保に努めた結果、国が示す保険料上昇抑制としての目安の保険料上昇率5%に近い数値を確保することができた。

全国順位で見ると、広島県の平成18～20年度の一人当たり医療費は全国5番目という高い水準にあるが、平成20・21年度の一人当たり保険料額は、各年度とも全国14位の水準に抑えられたため、今回の保険料率改定に当たっては、広域連合の剰余金による平成22・23年度保険料上昇抑制効果が、低いものとならざるを得ない。

平成22年度の一人当たり保険料額63,801円は、平成21年度の一人当たり保険料額の都道府県順位においても11位に相当し、妥当な保険料の水準にある。

国において、当初検討されていた後期高齢者負担率2.6%の上昇分に対する国庫補助が行われなくなった中で、次期医療給付対象期間が23か月から24か月に増えることによる自然増が4.35%、また、一人当たりの医療費の伸び等を考慮すると、今回の保険料上昇率5.79%は妥当である。

（国の通知や会議での説明によると、保険料上昇抑制の目安として、軽減後の平成22年度一人当たり保険料額の対前年度上昇率で、5%が示されている。）

3 最終案

広域連合剰余金と財政安定化基金を保険料上昇抑制のために活用することを前提として、平成22年度及び平成23年度の広島県における後期高齢者医療保険料率を次のとおり設定する。

【最終案1】

	均等割額	所得割率
県内均一保険料率	41,791円	7.53%
特例適用後（神石高原町）	38,971円	7.03%
平成22年度一人当たり 保険料額（軽減後）	63,801円 対前年度伸び率：5.79%	

ただし、県議会において財政安定化基金活用に係る議案が否決された場合、保険料上昇抑制策としては広域連合剰余金活用のみとなるため、平成22年度及び平成23年度の広島県における後期高齢者医療保険料率の設定は次のとおりとする。

【最終案2】

	均等割額	所得割率
県内均一保険料率	43,599円	7.92%
特例適用後（神石高原町）	40,657円	7.39%
平成22年度一人当たり 保険料額（軽減後）	66,527円 対前年度伸び率：10.31%	

【参考】広島県の平成20・21年度保険料率と一人当たり保険料額(軽減後)

	平成20年度	平成21年度	全国順位
均等割額	40,467円		26位
所得割率	7.14%		36位
一人当たり保険料額	61,834円	60,310円	14位(各年度とも)

4 添付書類

- 別紙1 都道府県別一人当たり医療費の状況
- 別紙2 平成20年度広島県後期高齢者医療給付費実績
- 別紙3 広島県における医療給付費の推計方法
- 別紙4 費用額及び収入額算出表
- 別紙5 保険料構成比及び保険料率算出表
- 別紙6 新保険料率試算結果の比較
- 別紙7 新保険料率算定に係るこれまでの経過

高齢者の医療の確保に関する法律

(保険料)

第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であって厚生労働省が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならない。